

上三川町子育て支援センター運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本業務については、上三川町子育て支援センターにおける運営業務に関し、継続的・安定的に遂行する能力及び技術力を有する事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「受託候補者」という。）を選定するものとします。

1 概 要

(1) 業 務 名 上三川町子育て支援センター運営業務委託

(2) 業務内容 別紙「上三川町子育て支援センター運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間 契約締結日 から 令和12年3月31日まで
履行期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(4) 履行場所 所在地：栃木県河内郡上三川町大字上三川4173番地1
上三川町ORIGAMIプラザ内
名 称：上三川町子育て支援センター

(5) 見積限度額 3年度合計129,060千円
各年度内の限度額は以下のとおり
令和9年度 41,840千円
令和10年度 43,030千円
令和11年度 44,190千円

※金額は、仕様書の内容に係る概算の上限額であり、予算を確約するものではありません。また、受託者決定後、町と受託者双方協議の上、仕様書の変更や減額等を行う場合があります。

※本業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第2種社会福祉事業のため、消費税は非課税です。

2 参加資格

本手続に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者としてします。

- (1) 社会福祉法人、学校法人、NPO 法人、株式会社など法人格を有し、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業に関し、地方公共団体から受託し、かつ、その業務を公告日時点において 1 年以上履行した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による、一般競争入札等の参加を制限されていない者であること。
- (3) 上三川町建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。ただし、手続開始決定後、町長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者でないこと。ただし、手続開始決定後、町長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
- (6) 上三川町暴力団排除条例（平成 24 年上三川町条例第 30 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 法人税、消費税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

3 実施方法

公募型プロポーザル方式

4 スケジュール（予定）

項 目	時 期
公告・公募開始	令和 8 年 7 月 15 日（水）
質問事項受付期間	令和 8 年 7 月 15 日（水）～ 7 月 30 日（木）
質問事項回答期限	令和 8 年 8 月 7 日（金）
申請書類提出期限	令和 8 年 8 月 18 日（火）
第 1 次審査（書類審査）	令和 8 年 8 月 28 日（金）
第 1 次審査結果通知	令和 8 年 9 月 1 日（火）
第 2 次審査（ヒアリング・プレゼンテーション）	令和 8 年 9 月 30 日（水）

第2次審査結果の公表及び通知	令和8年10月上旬
優先交渉権者との交渉	令和8年10月
契約締結	令和8年10月下旬

※応募が2者以下の場合は、書類審査とヒアリング・プレゼンテーションを同日（令和8年9月30日（水））に行いますので、令和8年8月20日（木）（予定）にその旨お知らせします。

5 参加申込み手続等

参加者は、次の書類を作成し、提出してください。

（1）申請書類

次の書類を各12部（正本1部、副本11部）提出してください。なお、申請書類は原則A4判（両面印刷可）とし、縦型フラットファイル（背幅18ミリ程度）に左綴じで作成してください。提出にあたっては、正本のみ法人名等を記載し、副本には、ファイルの表紙を含めて法人名等は空欄としてください。また、綴じた書類の様式番号ごとにインデックスを貼ってください。

	申請書類	様式等	備 考
1	参加申込書	様式1号	
2	法人概要書	様式2号	団体の体制図、パンフレット等添付（任意）
3	定款等	任意様式	定款、寄付行為、規約等
4	業務実績書	様式3号	※過去5年間の受託実績について記載し、証明できる資料を添付すること（契約書の写し等）
5	宣誓書兼同意書	様式4号	
6	名簿 （役員等一覧表）	様式5号	
7	業務提案届出書	様式6号	
8	事業計画書	様式7号	内容により、任意様式可
9	提案見積書	様式8号	収支計画書（別紙1・2）を添付
10	プレゼンテーション用 資料	任意	補足説明用資料

※ 公告日において上三川町競争入札参加資格を有しない者については、以下の書類を提出してください。

①直前年度の財務諸表（貸借対照表・損益計算書等）

②法人税、消費税、県税及び市町村税の納税証明書

（発行3か月以内、未納がないことを証明できるもの。写しでも可）

③登記事項証明書（発行3か月以内）

④印鑑証明書（発行3か月以内）

（2）提出期限

令和8年8月18日（火）午後5時まで

（3）提出先

上三川町役場 子ども家庭課 相談支援係

（4）提出方法

持参または郵送、宅配便とします。

※持参する場合は、土曜日、日曜日、祝日を除きます。

※郵送の場合は提出期限内必着とし、配達記録が残る方法で送付してください。

（5）募集内容に関する質問の受付

受付期間：令和8年7月15日（水）～7月30日（木） 午後5時まで

受付方法：質問書（様式9）を電子メールまたはFAXにて提出し、電話確認をしてください。

（6）募集内容に関する質問の回答

回答は、町ホームページ及び電子メールにてお知らせします。

回答予定日は、令和8年8月7日（金）です。

6 申請書類の提出に際しての留意事項

（1）参加者の失格事項等

参加者が以下のいずれかに該当する場合は失格または無効となる場合があります。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 提出期限を過ぎて提出された場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ その他実施要領に反するなど、不相当と認められる場合

(2) 提出書類等

- ア 本手続に係る費用（書類作成費用、旅費等）は、全て参加者の負担とします。
- イ 提出された申請書類は返却しません。また、提出書類は非公表としますが、上三川町情報公開条例（平成13年上三川町条例第21号）に基づき公開することがあります。
- ウ 申請は、1事業者につき1申請とします。
- エ 申請書類の提出後は、変更は認めません。ただし、町が申請書類の差し替え等を認めたときを除きます。

(3) 辞退について

申請の辞退を希望する場合は、申請書類の提出期限までに辞退届（任意様式）を提出してください。

7 選考方法

(1) 第1次審査（書類審査）について

提出された申請書類の内容に基づき、「上三川町子育て支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）において審査し、審査項目に対する採点を行います。実施日は、令和8年8月28日（金）を予定しております。※3者以上の場合に2者を選定する。

審査結果は、令和8年9月1日（火）に通知を予定しています。

(2) 第2次審査（ヒアリング・プレゼンテーション）について

ア 受託候補者の選考

提出された申請書類の内容に基づき、審査会において審査し、評価点数合計の高い方から受託候補者（優先交渉権者及び次点者）を選定します。

また、参加者が1者の場合であっても審査を実施し、その申請内容が審査基準を満たすと認められた場合は、その参加者を優先交渉権者として選定します。

イ 審査

審査は、原則非公開とします。

また、実施日は、令和8年9月30日（水）を予定しております。

ウ 実施方法

1者当たり30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）程度を予定しています。プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が準備してください。

（プロジェクター、スクリーン、延長コードは町で用意します。インターネットへの接続が必要な場合は、参加者がインターネット環境を用意してください。）

なお、プレゼンテーションは、提出した業務提案書類を用い、その表記順に行ってください。

（3）評価項目（第2次審査） 合計130点

基本方針 (5点)	本業務委託に応募した動機 子育て支援に対する理念及び基本方針
運営組織 (10点)	職員配置・勤務体制の考え方 人材確保及び職員の資質向上のための育成、研修
運営提案 (子育て支援センター) (35点)	子育て世帯の居場所・交流の場の提供方法 イベント実施内容、子育て情報の提供方法や講習等 子育て相談の対応（配慮を要する児や虐待・DV等） 子育て支援センター全体の見守り等管理運営 複合施設（上三川町ORIGAMIプラザ）内他事業との連携
運営提案 (一時預かり) (10点)	利用児童への対応方法 事業の円滑な利用 利用料金の取扱い
運営提案 (その他) (40点)	施設管理に関する考え方・内容 利用者への適切な対応 事故防止、危機管理、個人情報保護に対する考え方 事故、災害等緊急時の対応及び体制 「母子避難場所」※注1 としての協力支援体制 子育て支援センターの空きスペースの有効利用
独自提案 (10点)	その他の取組み
収支計画・業務実績 (15点)	見積提案額・当該運営業務の業務実績
プレゼンテーション (5点)	説明能力

※注１：本町においては災害時の日中、妊婦や幼児が落ち着いて過ごすことができ、授乳させやすく、相談等を行うことが出来る場所を「母子避難場所」と定義します。

（４）審査結果

審査の結果については、審査会終了後、参加者に対して結果を通知します。また優先交渉権者の選定結果は、町ホームページに掲載します。なお、審査結果に対する異議申し立て等は受け付けません。

（５）契約の締結等

優先交渉権者は、町と仕様書及び業務提案内容、価格等を基本に協議のうえ、本町の決定を受けることにより受託者となります。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、次点者と協議を行うものとします。；

なお、修正協議を行った場合は、協議結果による仕様書に基づき、改めて見積書を徴収し、契約金額を決定します。

８ 注意事項

- （１）参加者は、審査会委員、本町職員及び本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁じます。
- （２）提出書類の著作権は、参加者に帰属しますが、町は提出書類の全部又は一部を無償使用できるものとします。
- （３）申請書類の内容については、必要に応じ関係機関へ照会する場合があります。
- （４）審査結果の公表に際して、応募者名及び採点結果を公表します。
- （５）提案のあった業務内容を基本としますが、協議により変更を加える場合があります。

９ 資料提出、問い合わせ先

〒３２９－０６９６

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地

上三川町役場 子ども家庭課 相談支援係

電話：０２８５（５６）９１３７

Fax：０２８５（５６）６８６８

メール：kodom01@town.kaminokawa.lg.jp

ホームページ：<http://www.town.kaminokawa.lg.jp/>